

## 「平成 29 年度税制改正大綱の概要(2)」

平成 29 年度税制改正大綱について、前号の法人税に続き、今号は個人所得・資産課税の重要項目をご説明します。

## 1. 所得税の改正内容

## (1) 配偶者控除等の見直し

パートタイマー等が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から見直しがおこなわれます。

- ・配偶者控除が納税者本人の合計所得金額に応じ、38万円、26万円、13万円の3段階となります。なお、合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除が受けられません。
- ・配偶者特別控除が拡充され、配偶者の合計所得金額が85万円までは、上記の配偶者控除と同額の控除が受けられます。パート収入のみの場合は、対象が103万円から150万円に引き上げられます。

平成 30 年分以後の所得税から適用

## (2) 積立 NISA 制度の創設

年間投資上限額 40 万円、非課税期間が 20 年の積立 NISA 制度が創設されます(現行の NISA との選択)。

平成 30 年から平成 49 年までの開設口座にて適用

## (3) 特定資産の買換え特例の一部見直しと延長

特定資産の買換えの場合の課税の特例について、一定の見直しの上、その適用期限が3年延長されます(法人税も同様)。

平成 32 年 3 月 31 日まで延長

## 2. 相続税等の改正内容

## (1) 物納財産の範囲・順位の見直し

相続税の物納財産の順位について、上場されている株式・社債・証券投資信託等の受益証券・一定の投資証券等が、第一順位に加えられます。

## (2) 取引相場のない株式の評価の見直し

中小企業等の実力を適切に反映した評価に見直されます。

類似業種比準方式について、類似業種株価が、現行に加え課税時期以前2年間平均株価が選択できるようになります。また、配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重が1:3:1から1:1:1に見直され、利益金額の比率が下がります。株式保有特定会社の判定基準に新株予約権付社債が追加されます。

評価会社の規模区分について見直しが行われます。

平成 29 年 1 月 1 日以後、平成 30 年 1 月 1 日以後の相続等から適用

## (3) 非上場株式等に係る納税猶予制度の見直し

相続時精算課税制度に係る贈与が贈与税の納税猶予制度の適用対象に加えられ、納税猶予制度における要件等も緩和されます。

平成 29 年 1 月 1 日以後の相続等により取得する財産について適用

## (4) 国外財産に対する相続税等の

## 納税義務の範囲の見直し

日本に就労する外国人の増加への対応や国外財産に係る租税回避抑制を目的に、納税義務者や課税資産の範囲が見直されます。

平成 29 年 4 月 1 日以後の相続等により取得する財産について適用

## (5) 広大地評価の見直し

広大地の評価方法が見直されるとともに、適用要件が明確化されます。

## (6) 居住用超高層建築物に係る

## 固定資産税の見直し

高さが60mを超える一定の建築物の固定資産税・不動産取得税について、高層階は増税、低層階は減税となる見直しが行われます。

平成 30 年度から新たに課税されることとなる一定の居住用超高層建築物について適用

(提供：朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future



SMBC日興証券

## 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各店舗までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2016年2月1日現在)

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future



SMBC日興証券